

# 東京都下水道協会水質管理責任者資格講習会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都下水道協会（以下「協会」という。）水質管理責任者資格講習会実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習会)

第2条 東京都下水道協会水質管理責任者資格講習会（以下「講習会」という。）の課程の内容及び単位数は、別表のとおりとする。

(受講資格)

第3条 受講資格は、原則として講習会を実施する際に現に協会に属する市町村の条例の規定により届出を義務付けている事業場に勤務する者とする。

(受講の申込み)

第4条 実施要綱第6条に規定する講習会の申込みは、受講申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、会長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 写真1枚
- (2) 受講料振込金受取書

2 会長は、前項の申込みを受理したときは、受講申込者に受講票を送付するものとする。

(修了試験)

第5条 実施要綱第8条に規定する修了試験は、すべての講習に出席した者でなければ受験することができない。

2 修了試験の合格者は、100点満点中60点以上とする。

(修了証書)

第6条 実施要綱第9条に規定する修了証書は、様式第2号による。

(開示請求の拒否)

第7条 会長は、試験問題及び解答済みの答案の開示請求を拒否するものとする。

(委任)

第8条 この実施要領に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成14年4月16日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成18年4月13日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成26年3月3日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

##### 講習会の課程の内容及び単位数

課 程	単位数
1 総 論	1
2 水質規制のしくみ	1
3 排水の処理方法	1
4 届出事務の手続	1
5 排水処理施設の運転管理	1
6 水質管理	1
7 修了試験	1
(備考)	
1 1単位の時間数は、概ね1時間とする。	